

	(3)	PFAS対策推進費 (令和5年度)	3	019682		(7)	-	-	-		(11)	-	-	-		(15)	-	-	-		(19)	-	-	-
	(4)	水環境・土壌環境に係る有害物質リスク検討調査費 (令和5年度)	3	004790		(8)	-	-	-		(12)	-	-	-		(16)	-	-	-		(20)	-	-	-
評価結果		(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり																					
	目標達成度の測定結果	(判断根拠)	○施行状況調査の結果、土壌汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における措置の実施率は97.0%(令和5年度末)であり、概ね高い達成率で横ばいとなっている。なお、措置の実施率の算出に用いる措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。 ○ダイオキシン類土壌汚染対策地域(以下「ダイオキシン類対策地域」という。)として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が平成27年度までに完了しており、平成26年度以降はダイオキシン類対策地域として指定された地域はないため、達成率は100%を維持している。																					
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	○土地の状況によっては、要措置区域への指定から措置の着手までに時間を要する場合もあり、目標として掲げる土壌汚染対策法に規定する要措置区域での措置の実施率100%には至っていない。また、市街地等で操業中の中小企業等の敷地又はその跡地といった土地については、経済的な理由等により土壌汚染対策が十分に行われていない事例が存在する場合がある。 ○土壌汚染対策法においては、改正法施行後5年を経過した場合において、その施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、その規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしており、土対法の見直しに向けた点検作業を行う必要がある。																						
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	2017年5月に成立した「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」(平成29年法律第33号)の附則を踏まえ、2024年7月に中央環境審議会水・農薬部会土壌制度小委員会を設置し、土壌汚染対策法の点検・見直しに係る検討を進めているところであり、その結果も踏まえて方向性を検討する。																					
		【測定指標】	適切に測定できていることから、変更しない。																					
学識経験を有する者の知見の活用	<参考:施策の実施における活用状況> ○土壌汚染対策法の点検・見直しにおいて、中央環境審議会水・農薬部会土壌制度小委員会等を設置し、学識経験を有する者も委員として参画し、その知見を活用して、見直しの論点等について一定の成果を得た。 ○低コスト・低負荷な土壌汚染対策の実証試験の実施において、学識経験を有する者が委員として参画し、実証試験を行う事業者に対して助言や評価を行い、実証試験について一定の成果を得た。					SDGs目標との関係	【主な目標】 土壌汚染状況の調査・対策手法等に関するガイドライン等の作成・改訂を行うとともに、調査・対策の実施状況等について情報の収集及び関係者への提供、低コスト・低負荷な土壌汚染対策の実証試験等を実施し、土壌汚染対策法の着実かつ円滑な施行に努めた。 当該取組を通じて、目標3番「全ての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。																	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○各年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) ○各年度 土壌汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省) ○各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省)																							